

平成 29 年 10 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 10 月 24 日（火）

午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 29 年 10 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 29 年 10 月 24 日（火） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(14 人)

会長	松山多作		
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治		
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 8 番 前田猛委員 9 番 岡野耕藏委員
- 第 2 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 20 号 小値賀町農業振興地域整計画の変更協議について
- 第 4 議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく農地転用の届出について
- 第 5 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づく平成 29 年度第 4 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 6 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 29 年度第 5 回農用地利用配分計画（案）について

第 7 その他

- ・「農地利用最適化」活動について（農地利用最適化アンケート調査の実施）
- ・農地中間管理事業への協力依頼について（A to A）
- ・前期報酬の支給（積立について）
- ・11 月の総会日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
係長 ~~山元 忍~~
書記 岩坪 百合

7. 議事参与制限 松山会長 4 番 江川克彦委員 11 番 入口政隆委員
12 番 土川浩子委員 14 番 迎広子委員
(議案第 22 号 議案第 23 号)

8. 会議の概要

事務局長： 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成29年10月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。

時化続きでしたが、こういった好天になりましたところ、長時間にわたりまして会議等を開催することをお許しください。今日はできるだけ早く終わりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、8番 前田猛委員、9番 岡野耕藏委員にお願いします。

続きまして、日程第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題とします。

事務局の方から、議案の説明をさせます。

岩坪書記： それでは、報告第7号をご覧ください。

今回の合意解約の件数は、28件です。田が3筆、畑が25筆の合計28筆分です。合計面積は26,255㎡の報告となります。

今回の案件につきましては、農地法第3条の規定に基づき賃貸借契約をしていたのですが、農地中間管理事業での契約とするために、双方合意の上、解約することになっております。それぞれの詳細な内訳については、報告第7号に添付しております「農地法第18条第6項の規定による通知書」に記載のとおりとなっておりますので、内容は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

何もございませんでしたら、合意解約ということにご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第20号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について

てを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

岩坪書記： それでは、議案第 20 号をご覧ください。

この内容につきましては、お手元を書いておりますように、相津の〇〇〇〇さんが牛舎の建設をするということで議案があがってきています。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 で、市町村は、農業振興地域整備計画を策定又は変更する際に、農業委員会の意見を聴いた上で策定又は変更することと規定されています。それに基づき農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

該当農地については、用途区分を畑から牛舎施設用地へ変更をするもので、所在地は前方郷字深坂◇◇◇◇番の一部、地目は畑で面積が◇◇◇◇㎡で、変更面積が 182 ㎡です。場所は、先程現場で確認していただいたところです。

用途区分の変更については、軽微な変更ということで県に報告をしなければなりません。報告をした後、県の同意を得てから変更を公告することとなっています。今回変更を行いまして、このあとの議案で転用の申請をすることになっております。以上で説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第 4 議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく農地転用の届出についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第 21 号についてご説明いたします。

先程、整備計画の変更でご審議いただいた内容と同様でございます。

申請地の所在は、前方郷字深坂◇◇◇◇番、地目は畑、面積は◇◇◇◇㎡です。転用面積は 182 ㎡で、届出人は相津の〇〇〇〇さんです。

転用の目的は、肉用牛を多頭飼育するための牛舎の設置です。木造屋根付き平屋で、幅 7m 長さ 26m の牛舎を建設するそうです。

200 ㎡未満の農業用施設への転用は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号で謳われており、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出のみで良いことになっています。今回の転用は、転用面積 182 ㎡で小規模であるため、県への許可不要案件にあたり、農業委員会への届け出のみとなります。

資料については、先程ご審議いただいた議案第 20 号に添付しておりますので、そちらに戻っていただきたいと思います。

資料 2 枚目をご覧ください。字図で場所を示しております。赤色斜線部分が転用場所でございます。

資料 3 枚目は航空写真を添付しております。先程、現場でみていただいたとおり、既存の牛舎に隣接した農地になります。

資料 4 枚目は申請地の現況写真です。写真に記載している赤枠部分が転用場所でございます。

最後に設計図を添付しておりますが、木造屋根付き平屋建ての牛舎になります。
以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、この件について、地元の委員さんから何かありますか。

迎委員： ○○さんは頭数を増やして拡大しようと、このように増築したいと考えているそうです。

松山会長： みなさんから何か質問はございませんか。
その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第 5 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づく平成 29 年度第 4 回農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは議案第 22 号について説明いたします。

この議案については、松山委員、江川委員、入口委員、土川委員、迎委員は、議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくお願いします。

<松山委員、江川委員、入口委員、土川委員、迎委員 退席>

岩坪書記： 会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の小崎委員にお願いしたいと思います。

<小崎会長職務代理者は会長席へ 移動>

岩坪書記： 集積計画案の説明に入ります。

まず、計画書（案）を 1 ページめぐりまして明細の集計表ということで、今年度 4 回目となります。内訳としまして、賃貸借による権利についてでございますが、田につきましては貸付期間 10 年以上が 8 筆 7,189 m²で、畑につきましては貸付期間 10 年以上が 16 筆 30,369 m²です。賃貸借による権利は、田と畑を合計しまして 24 筆の 37,558 m²です。

続いて使用貸借による権利についてでございますが、田につきましては、貸付期間 5 年が 3 筆 3,048 m²、貸付期間 10 年以上が 55 筆 45,169 m²で、田の合計は 58 筆 48,217 m²です。

次に畑につきましては、貸付期間 5 年が 18 筆 13,655 m²、貸付期間 10 年以上が 48 筆 77,597 m²で、畑の合計は 66 筆 91,252 m²です。田と畑を合計しまして計 124 筆の 139,469 m²です。

賃貸借による権利と使用貸借による権利を合わせると、田が 66 筆 55,406 m²、畑が 82 筆 121,621 m²で合計 148 筆 177,027 m²ということで集積計画が出されています。

各筆明細書に記載の農地については、中間管理機構に預けることになり、基本的にはこれまで同様、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 濱本磨毅穂 様のほうに中間管理権という権利が発生します。そして中間管理機構が備考欄に記載の方々に農地を貸すということになります。□□□□さん、■●●●さん、△△△△さん名義の田畑 21 筆分につきましては、貸付期間が 29 年 12 月 10 日から 34 年 12 月 9 日までの 5 年間となっております。そのほかの 127 筆については、貸付期間が 29 年 12 月 10 日から 39 年 12 月 9 日までの 10 年間ということになっており、相続権利者からの同意書もいただいております。以上で説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
ないようなので、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

小崎代理： それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第 6 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 29 年度第 5 回農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第 23 号について説明いたします。

この議案については、松山委員、江川委員、入口委員、土川委員、迎委員は、議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくをお願いします。

<松山委員、江川委員、入口委員、土川委員、迎委員 退席>

岩坪書記： まず、配分計画（案）に載っている農地情報については、前の 22 号の農地と同一です。借り手については、資料右側部分の農用地利用配分計画というところに受け手と書いているところに記載の方々に貸し付けられるようになります。そして、この開始期間というのは、22 号の開始期間と同様になっております。□□□□さん、■●●●さん、△△△△さん名義の田畑 21 筆分につきましては、貸付期間が 29 年 12 月 10 日から 34 年 12 月 9 日までの 5 年間となっております。そのほかの 127 筆については、貸付期間が 29 年 12 月 10 日から 39 年 12 月 9 日までの 10 年間になります。以上で説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

前田委員： 赤線をしている▲▲▲▲さんの農地の借り手が▽▽▽▽さんの分は、重複しているだけで、貸し手が▲▲▲▲さん、借り手が▽▽▽▽さんで変わりはないのですか。

岩坪書記： はい、そうです。

前田委員： これは返したと言っていました。ご主人が亡くなったときに、借りていた農地を整理し、その時に返したと言っていたと思います。今はもう耕作していないと思います。

岩坪書記： もう借りていないということですね。

前田委員： 返したそうです。

岩坪書記： 中間管理事業を通してしているので、解約したなら解約の通知が届くようになっています。その解約通知もまだ届いていません。

前田委員： それならば、農地は返しているのに、手続き上はそのままだになっているということですね。

岩坪書記： その件については確認します。

小崎代理： 確認して後日報告でよろしいですか。

岩坪書記： 今、確認した方がいいですか。

事務局長： すぐ確認できるのであれば…。

前田委員： 確か中間管理機構を通して借りている場合は、一年に1回は業務報告をするようになっていませんか。それは出てきているのですか。現況は返して、返されたときに▲▲さんは周りの草を刈っていました。この件については調べてほしいと思います。

岩坪書記： わかりました。確認します。

小崎代理： 他にございませんか。
それでは、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

小崎代理： ありがとうございます。許可することにいたします。

＜松山委員、江川委員、入口委員、土川委員、迎委員 入室＞

小崎代理： ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

＜小崎会長職務代理者は自席へ移動、松山会長と交代＞

松山会長： 続きまして、日程第7 その他についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それではその他についてでございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様へお願いしたいこと、という資料をご覧ください。ここに記載していますように、農業会議の方からお願いがっております。

1. 農家の意向確認と情報の共有ということで、①担当地区内全ての農家を対象に、「農地利用最適化アンケート調査」を実施し、今後の営農の意向（規模拡大、縮小）などを面談（訪問他、会合の機会含む）などにより、確認の上、調査結果を農業委員会事務局へ提出してください、というお願いがっております。経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地があれば、その情報について、農業委員会を通して農林主管課並びに農地中間管理機構と共有するようになっております。

2. 農地利用に関する相談や調整、マッチングへの積極的な対応となっております。出し手や受け手との調整、先程のキックオフ会議の時もありましたように、農地の貸し借りをマッチングさせるかもしれないということで、そういうことを推進してくださいというお願いがっております。その時に、農家の皆様の相談役・推進役として取り組んでくださいということになっております。

3. 期間満了を迎える利用権設定農地の『農地中間管理事業』への誘導ということで、皆さんに協力していただいたように、基盤強化促進法で借りている方の農地が期間満了していますという調査をお願いしたように、利用権の期間が切れている農地があった場合に、皆さんに協力していただき、農家の方に聞いていただいて、その後の期間満了の分に関してどうするかという調査を、今後お願いしますということとなっております。その際は、先程のキックオフ会議の時にもあったように、出来るだけ農地中間管理機構への推進ということで皆様方にもご協力をお願いしますということです。

1. のところで、アンケート調査を実施するというので、皆さんにお願いしないといけない状態になっております。名簿などの作成ができていないので、後日、各地区の皆さんに担当者の農家の名簿をお渡しします。いつまでにしてくださいという期限はありませんが、皆さんの任期が3年ありますので、3年の内に自分が担当する地区の農家の方々に機会を見て個別に家に訪問されたり、寄り合いがあればその時にアンケートを持っていってもらって、皆さんに配ってその時に記入して回収するなど、そうしていただくようになるかと思えます。後日、アンケートの様式や名簿をお渡ししたいと思えますので、それをお渡しするときに、また詳しく説明してお渡ししたいと思えます。

大久保推進委員： 高齢者にこれをするのは大変ですね。

松山会長： その時は、訪問での聞き取り調査になるかと思います。書いてと言ってもなかなか書けないので、自分で聞いてどうするのか、印を付けるようになるかと思います。

大久保推進委員： 一軒一軒聞いていかないと集計できないと思います。

岩坪書記： 2枚目をめくっていただいて、皆さんの任期が3年間で、全農家を戸別訪問（会合の機会も含む）という形で調査を実施していただいて、島内すべての出し手と受け手の意向を把握することになっております。任期中に回収したデータなどを元に、こちらで作業をして、後々出し手と受け手のマッチングをするときの判断材料とするために、資料として蓄積していき更新する形になるかと思います。皆さんの任期が満了した時点で、次の委員・推進委員に引き継ぐという形でどんどん更新をしていくようになるかと思います。

アンケートの内容としては、6・7ページが農業経営主用ということで農家をされている方に向けてのアンケートになります。農家の方に持って行って、聞き取り調査をしていただくようになります。

8ページに関しては、不在地主の方や土地持ち非農家の方に、様式2ということで調査票があります。

それぞれの農家さんの経営状況に合わせて、アンケート用紙を分けていただく形になります。

9ページには、農地利用最適化アンケート調査についてお願いしたいことが書いてあります。農業委員会法が改正されたことによって、農地等利用最適化の推進が農業委員会の必須業務となっておりますので、それに基づくアンケート調査となっております。

またお配りするときにお話しますので、お目を通してもらえればと思います。よろしくお願ひします。

大久保推進委員： これは、自分の土地の面積や地番がわからないと思います。

岩坪書記： 面積など聞いてわからないものに関しては、データとして役場で把握しているものがありますので、わからない面積があれば空白にさせていただければこちらで追加します。しかし、聞き取らないとわからない項目があったりする場合は、聞き取りをしてもらえれば助かります。できる範囲で記入をお願いします。どうしても答えがない場合は、空白にしてもらえれば、問い合わせたり農業委員や推進委員にお尋ねしたりしながらやり取りをしていけたらと思います。その際はよろしくお願ひします。

次に、先程のキックオフ会議の時に、皆さんのお手元に自分が所有している農地の台帳の資料があったかと思いますが、そちらをご覧ください。AtoAが終わっていない方に配布しております。キックオフ会議の時に松本局長や県の方が話をしていた中で、AtoAという言葉が出てきたかと思いますがけれども、ご自身の農地を農地中間管理機構に預けて、ご自身が借りるような形で、お願ひをできればということです。農業委員会もお話が合ったように、

一緒に推進していこうということになっております。皆さんの協力をお願いしたいと思います。提出期限が10月31日(火)となっておりますので、ご意向を書いてもらいたいと思います。書き方は左側に番号があるかと思いますが、現に今耕作されている農地については番号に○印を記入してください。右側に作付作物名とありますが、その欄に何を作っているか記入をお願いします。耕作していない農地に関しては、斜線を引いてください。書き方については文書の下に記入してありますが、わからないことがあれば事務局に聞いていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に11月の総会の日程を決めたいと思います。いつがよろしいですか。

松山会長： 次回の総会の日程は、11月27日(月)13時30分からでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

岩坪書記： 議案の内容によっては、現場確認が入るかと思います。

次に、農協からの連絡は特にありませんとのこと。土地改良区の方からも何もありませんとのこと。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。

それでは、何もなかったら、これで総会を終わります。

ありがとうございました。